

「相続」が「争続」になっている件数

年間 **14,044** 件(平成29年度 裁判所司法統計より)。

※家庭裁判所の調停・審判の受件件数

この **10年間で、1.5倍** にも増加しています。



相続手続きの流れ

1か月

- 遺言書の有無を確認
- ☞【有】 遺言書の種類は？ ⇒ 公正証書遺言？ 自筆証書遺言？
- ☞【無】 相続人の調査

2か月

- 相続財産に何があるのか把握（預金、不動産、株、借金etc）
- 相続方法をどうするのか決定（単純承認、限定承認、相続放棄）
- ☞相続放棄・限定承認は、3ヶ月以内に！

3ヶ月～

- 所得税の準確定申告 ☞ 4か月以内に
- ☞遺言書【無】の場合 ⇒ **遺産分割協議が必要。(任意の話合？調停？審判？裁判？)**
- 遺産分割協議書、調停調書・審判書、法定相続分による『名義変更や相続税の申告』
☞ 相続税申告は、10か月以内に！

POINT 残される相続人のためにも遺言書の検討をおすすめします。

あなたは大丈夫？ チェックがあれば遺言を検討しましょう。

- 自分が死んだ後の配偶者の生活が心配
- 自分でも遺産がどれくらいあるのかよくわからない
- 相続に自分の意思や気持ちを反映させたい
- 子どもがいない
- 前妻・前夫との間に子どもがいる
- 遺産に不動産がある
- 特定の相続人に財産を渡したい
- 内縁の配偶者がいる



POINT 遺言書により避けられるリスクを弁護士に聞いてみるのもおすすめです。

遺言作成までの3ステップ



ステップ1 遺言の種類を決める。

遺言書には2種類あります！



	公正証書遺言	自筆証書遺言
作り方	公証役場で、公証人が作成する。	自分で内容を考えて、自筆で作成する。
良い点	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所での検認手続きが不要。 ・公証役場で保管されるため紛失・変造の心配がない。 ・公証人が自宅や病院に来てくれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間や場所を問わない。 ・お金がかからない。 ・誰にも内容を知られずに作ることができる。
悪い点	<ul style="list-style-type: none"> ・公証役場に支払う費用が必要。 ・証人2名が必要。(役場で紹介可能。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人から無効主張されることがある。 ・紛失・変造、発見されないおそれがある。 ・家庭裁判所での検認手続きが必要。

POINT どちらも良い点悪い点があります。弁護士と相談しながら決めていきましょう。



松戸公証役場
松戸市本町11-5
明治安田生命松戸ビル3F
TEL:047-363-2091
駐車場:ビル裏1台(要予約)



松戸公証役場



自筆証書遺言は家庭裁判所での**検認**が必要！

遺言発見者は、**遺言作成者の出生から死亡までの戸籍謄本等**の必要書類をそろえて、直ちに遺言書を**家庭裁判所に提出して**、その「**検認**」を請求しなければならない。

また、遺言書は、家庭裁判所で**相続人等の立会いの上開封**しなければならない。



家庭裁判所

ステップ2 相続財産の把握

プラス・マイナス・遺産とならないものを把握しましょう

プラス財産

- 不動産(土地・建物)
- 金融資産(株etc)
- 動産(車・宝石etc)
- その他(ゴルフ会員権・手形・特許権etc)

マイナス財産

- 借金(ローン・リース料・買掛金・手形債務etc)
- 未払いの税金
- その他(未払い医療費etc)

遺産ではないもの

- 受取人指定のある生命保険金
- 墓地・仏壇等の祭祀に関するもの

ステップ3 相続人の把握 相続人は誰になるのか？

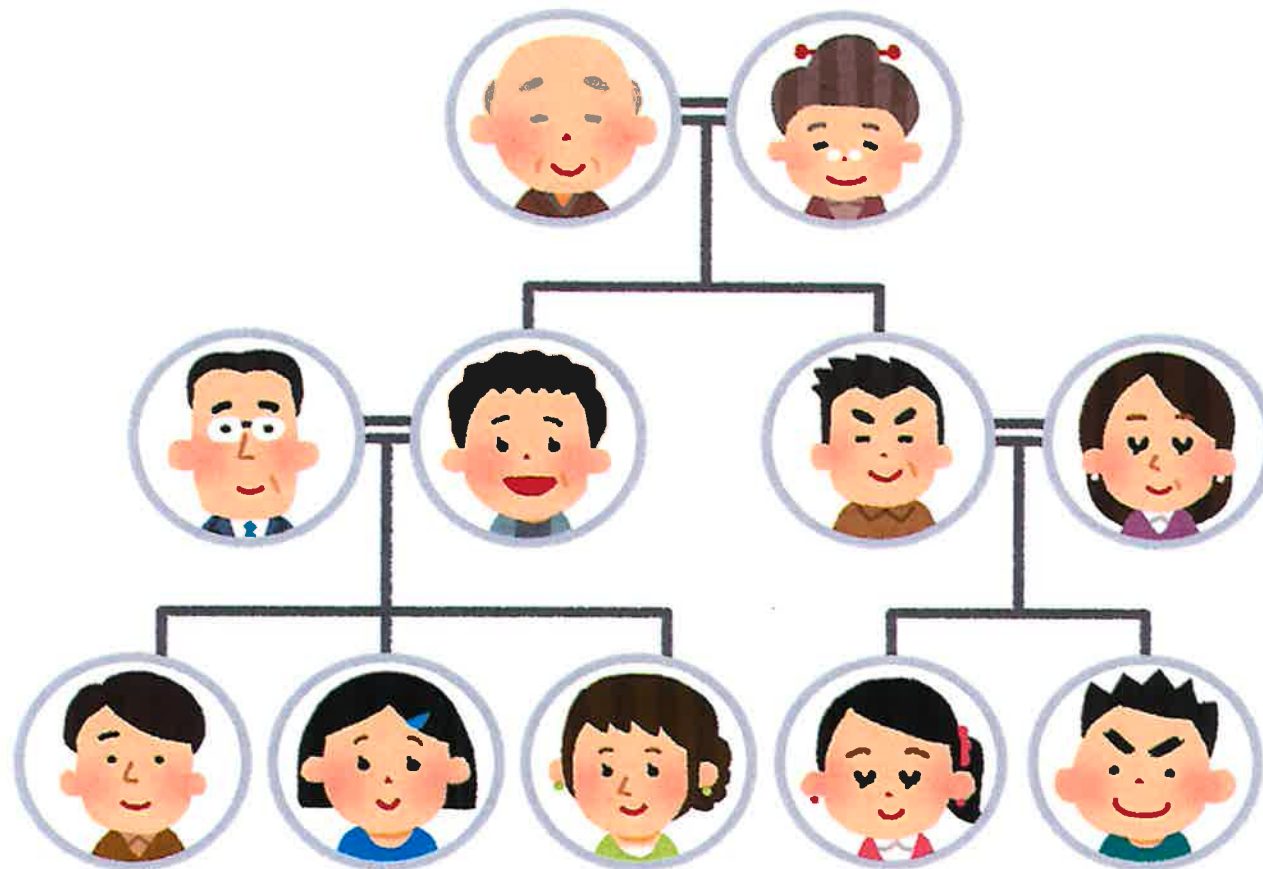
配偶者は常に相続人になる。

第一順位は、「子ども」。

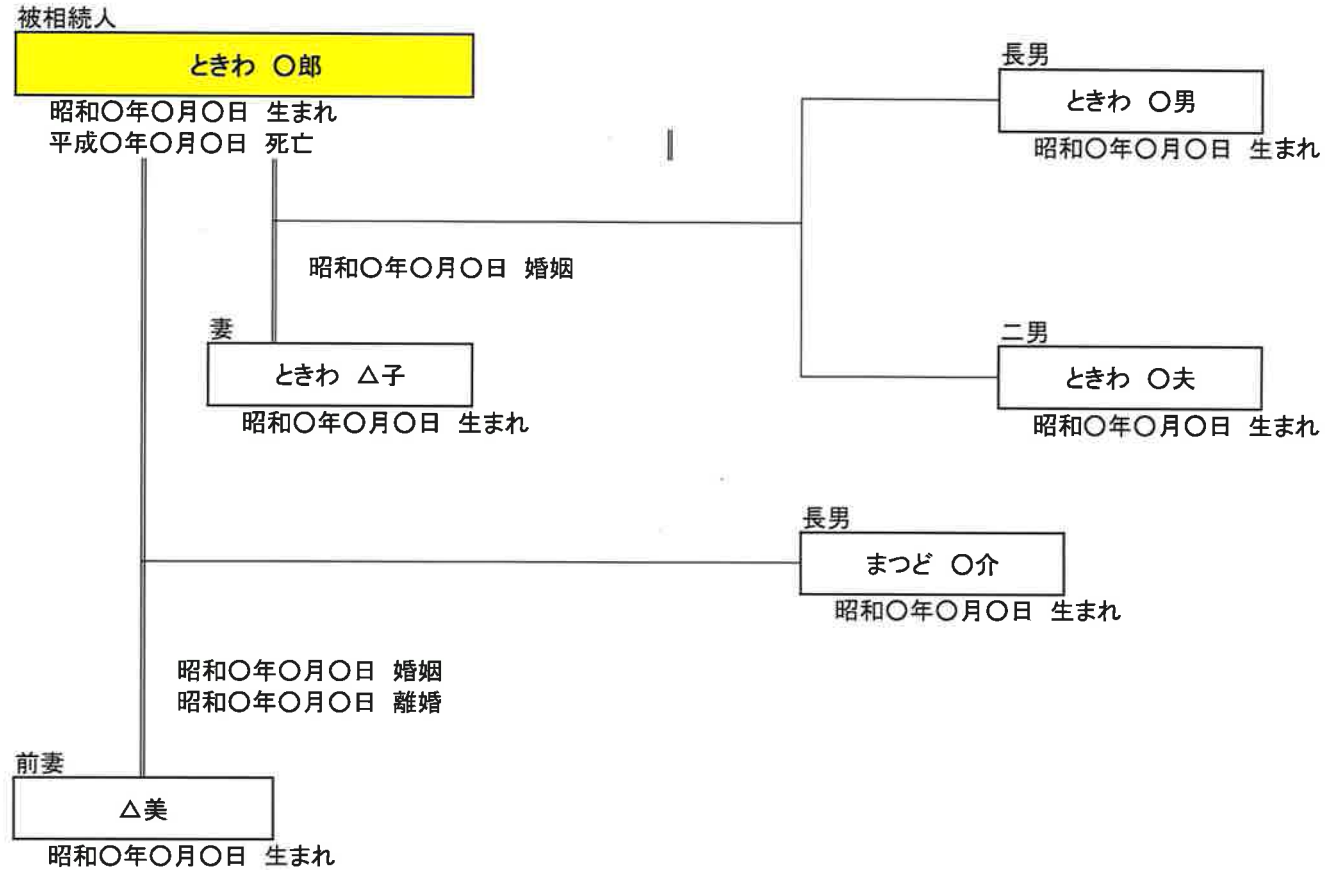
子どもがいない夫婦は、遺言作成者の実親。

親が死亡の場合は遺言作成者の兄弟姉妹。

家系図を作ってみよう

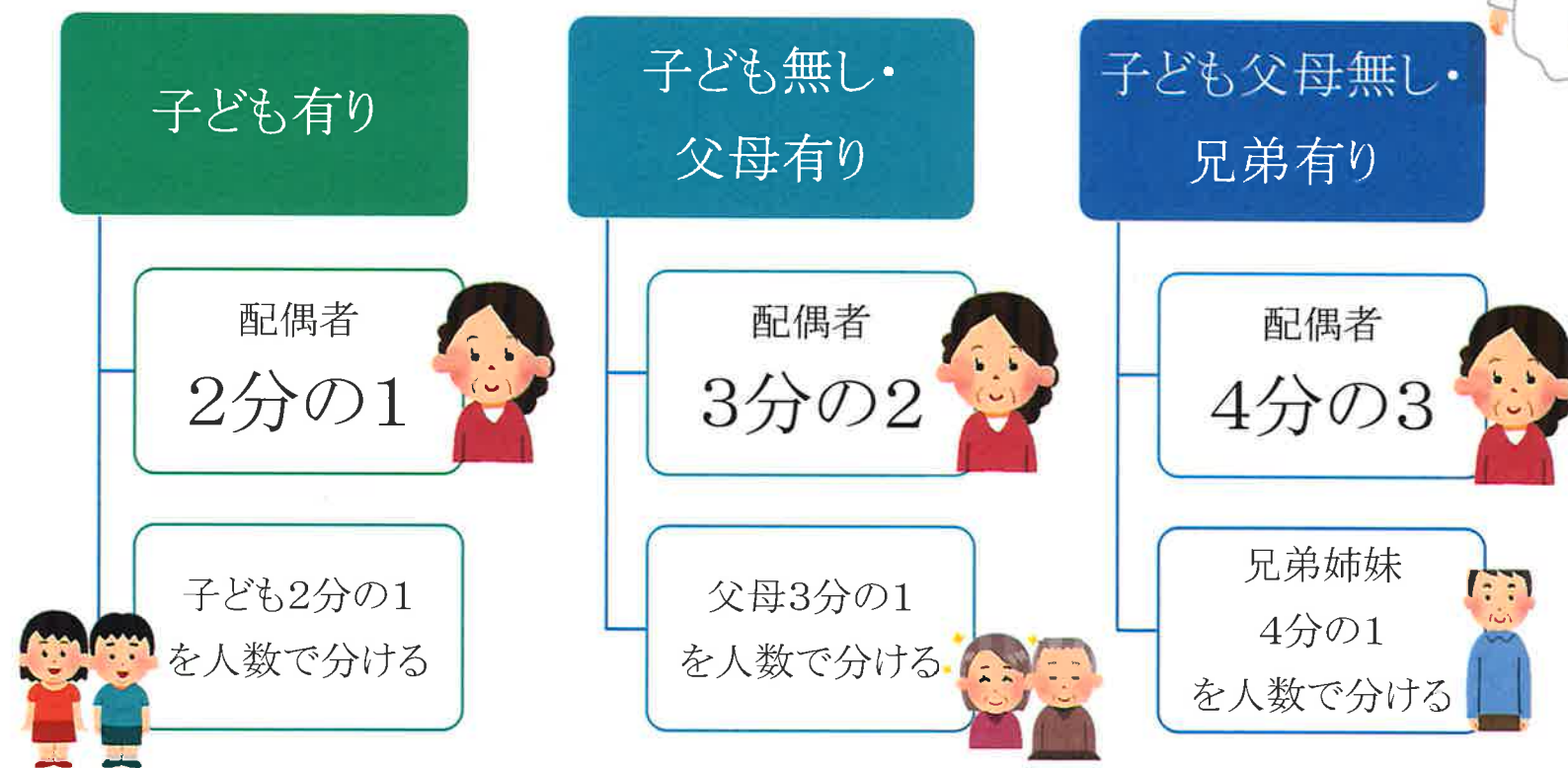


家系図を作ってみよう

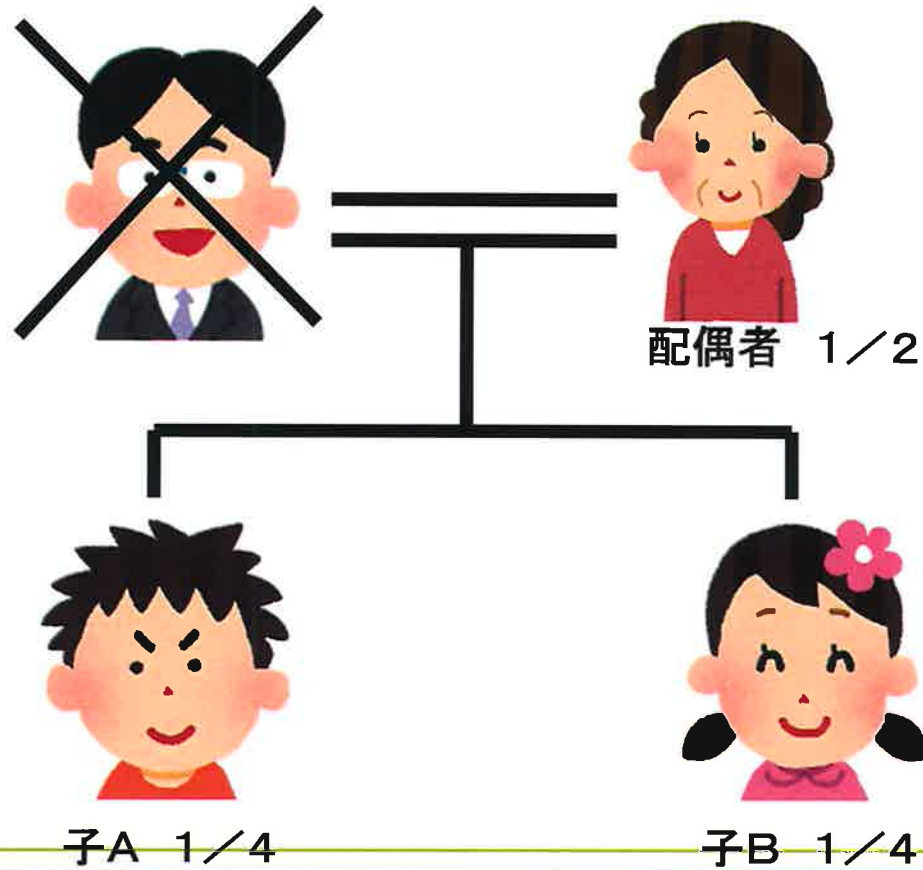


法律が定める各相続人が受け取る割合を知ろう(法定相続分)

～配偶者がいる場合の相続割合～



第1順位の相続人と配偶者



第2順位の相続人と配偶者



父 1/6

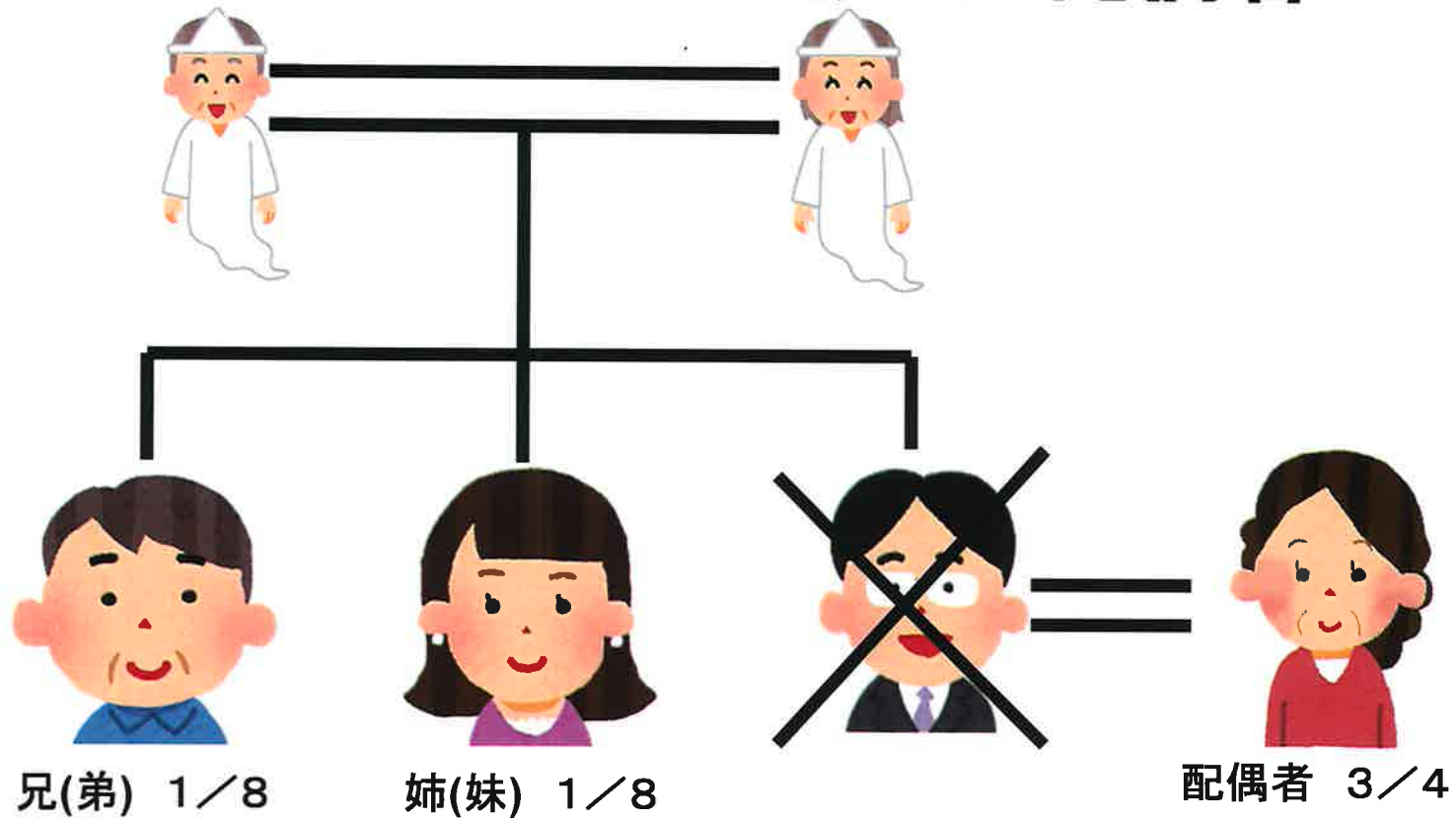


母 1/6



配偶者 2/3

第3順位の相続人と配偶者



法律が定める各相続人が受け取る割合を知ろう(法定相続分) ～配偶者がいない場合の相続割合～



子ども有り

子どもの
人数で分ける



子ども無し・
父母有り

父母の
人数で分ける



子ども父母無し・
兄弟有り

兄弟姉妹の
人数で分ける



子ども父母無し・
兄弟の誰か死亡

兄弟姉妹の
人数で分ける



死亡した兄弟
の相続分を
その子ども(甥
姪)の人数で
分ける

代襲相続



代襲相続（ダイシュウソウゾク）

被相続人よりも先に推定相続人が死亡していた場合に、その推定相続人の子が、代わりに相続すること（887条2項889条2項）

- ※ 代襲原因には、死亡以外に廃除、相続欠格もある
- 推定相続人の配偶者は代襲相続しない
- 推定相続人の子（代襲者）も先に死亡していた場合、その子（孫）が代襲相続する（再代襲）
- 兄弟姉妹が推定相続人の場合は再代襲しない

自筆証書遺言を作ってみよう

自筆証書遺言の3要件！

① 自筆(自分で手書きすること)

② (遺言を作成した)日付の記載があること

③ 署名と押印があること

最終ページの自筆証書遺言の例文
をご参照ください。

財産が多い場合には遺言書に別紙で**財産目録**を付けることもあります。

● 遺言書 + 財産目録



&

【土地】 財産目録 (口特別受益目録)

番号	所在地	地番	地目	面積	備考
1	〇〇市〇〇区〇〇丁目	〇〇	宅地	180.00	登記簿記載 〇〇〇〇〇〇 〇〇銀行 〇〇銀行 〇〇銀行 〇〇銀行

【建物】 財産目録 (口特別受益目録)

番号	所在地	建物 番号	種類	用途	床面積	備考
1	〇〇市〇〇区〇〇丁目 〇〇地	〇〇	住宅	住居	90.00	登記簿記載 〇〇〇〇〇〇 〇〇銀行

【現金、預金、貯蓄】 財産目録 (口特別受益目録)

番号	品名	単位	数量 (金額)	備考
1	〇〇銀行〇〇支店定期預金 (番号〇〇〇〇〇〇)		3,104,000円	〇〇〇〇〇〇
2	〇〇銀行〇〇支店普通預金 (番号〇〇〇〇〇〇)		800,123円	〇〇〇〇〇〇
3	〇〇株式会社 株	800株	8,000株	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
4	現金		4,800円	〇〇〇〇〇〇
5	負債 借入金 〇〇銀行〇〇支店		借入金7000万円 利息〇%、償還金〇%	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
6	借入金 借入金 〇〇金融		借入金 50万円 利息〇%、償還金〇%	〇〇〇〇〇〇
その他の負債については、省略				



自筆証書遺言の方式緩和 ※2019年1月13日(日)施行

改正前

- 遺言書の全文(財産目録を含む)を手書きする必要がある。

改正
後

- 財産目録のみパソコンで作成可能になった。
- 通帳のコピーを添付することもできるようになった。
- もっとも、財産目録やコピーにも署名押印しなければならない点に注意！



法務省における自筆証書遺言の保管制度の創設について

※2020年7月10日(金)施行

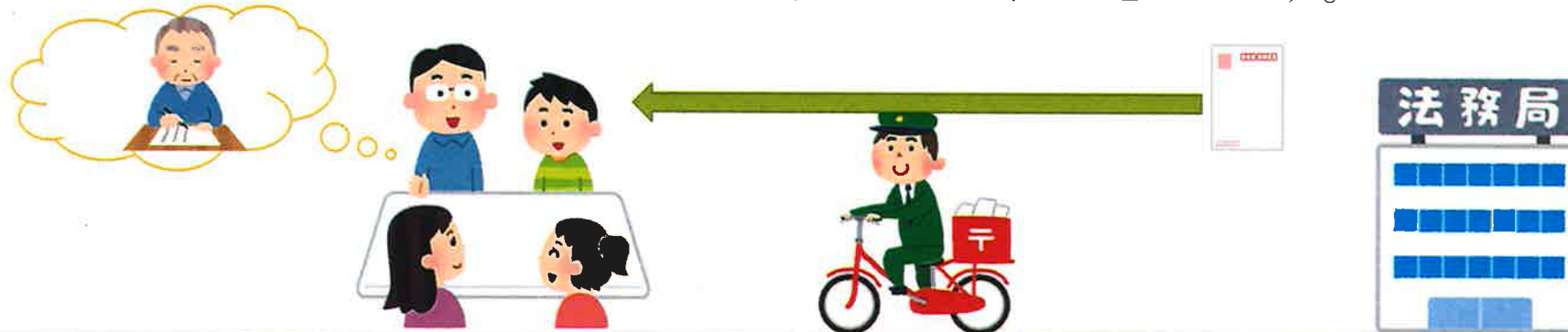
- 自筆証書遺言を作成した方は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができる。
- ※本人が保管所に来て手続きをする必要がある。



法務省における自筆証書遺言の保管制度の創設について

※2020年7月10日(金)施行

- 遺言保管所に保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認手続きが不要となります。
- 遺言書の閲覧や遺言情報証明書の交付がされると、遺言保管官は、他の相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知します。



弁護士が遺言書を作るメリット①

☞ 相続人から苦情がでない遺言書を作ることができる。

- 遺留分(最低限の相続分)の考慮で**遺族の紛争を回避**できる。
- 遺言が無効であると相続人に主張されないための**対策**ができる。
- 残されるご家族の**生活を考慮**した内容にできる。



遺留分制度が効果を発揮する事例の例



配偶者(子ども無しの場合)は
2分の1を遺留分として取得できる。

超難解！？遺留分の割合を知ろう

相続人の場合分け	全体の遺留分	各相続人の遺留分
配偶者	2分の1	配偶者2分の1
配偶者＋子ども		配偶者4分の1・子ども4分の1
配偶者＋父母		配偶者6分の2・父母6分の1
配偶者＋兄弟姉妹		配偶者2分の1・兄弟姉妹なし
子ども	3分の1	子ども2分の1
父母		父母3分の1
兄弟姉妹	なし	なし

弁護士が遺言書を作るメリット②

☞ 遺言の実現が円滑になるような遺言書を作ることができる。

日数と手間がかかる戸籍の取り寄せも**全て弁護士に任せられる**。

不動産の登記簿や、不動産の評価証明書の取り寄せも**弁護士に任せられる**。

遺言書の安全な保管管理が可能。**偽造・変造のおそれがない**。

不動産については司法書士、節税については税理士との**連携が可能**。

遺言作成者の**死後の法的サポート・アドバイス**も可能で安心です。



弁護士に頼むと多額の費用がかかる！？

初回相談は無料です。

費用についてはケースごとにご相談ですが、遺言作成**10万円(税別)~**です。

司法書士が作成する場合の費用と**比べてみてください**。

司法書士よりも業務の幅が広く、周辺事情も考慮して遺言作成ができより安心です。

